

新たな記録訂正手続の実施に向けて

1 新たな記録訂正手続の準備状況

①新たな訂正手続の設立準備

平成27年3月から開始する訂正請求の受付・調査に向けた政省令を平成26年10月31日付けで公布。
また、地方厚生局等の事務室の場所の確保や調達手続など設立に向けた準備も進めているところ。

②年金記録訂正手続に関する研修

平成26年9月 新たな訂正手続の移行時期の取扱いに係る説明会を実施(日本年金機構の拠点)

平成27年1月頃 新たな訂正手続の取扱いに係る説明会を実施する予定(〃)

総務省からの意見聴取を踏まえた対応を始め、円滑に手続を実施できるよう徹底する。まずは年金事務所での正確な事務処理が重要であり、現在、総務省からの意見聴取等を参考に、拠点向け説明会資料を準備している。

※総務省からの意見聴取(平成26年7、10、11月)

総務省から、包括的意見に基づく記録回復基準(事業主が従業員の厚生年金保険料を給与から天引きした事実があるにも関わらず、国に保険料を納付したことが明らかでない場合のうち、賞与に係る保険料控除が確認できる事案など一定の条件に該当すれば年金事務所で年金記録を回復することができるという基準)の運用が開始された平成23年10月当初は、この新たな回復基準に基づき年金事務所で訂正できる事案が第三者委員会に転送される事例が見られたとのご意見をいただいた。総務省によれば、このような事例は最近ではほとんどないとのことだが、いずれにしても年金事務所での正確な事務処理が重要であるため、新たな訂正手続でも対応を徹底するよう総務省の意見を機構に周知した。

平成27年2月頃 新たな訂正手続の取扱いに係る研修を実施する予定(地方厚生局等)

③年金記録訂正手続に関する広報

平成26年11月 事前申込書受付に係る広報を開始

年金事務所等で事前申込書受付開始を案内する「ちらし」を配布。

日本年金機構ホームページに事前申込書受付開始の案内と、手続に必要な書類を掲載。

平成27年3月頃 新たな訂正手続に関する広報を開始

国民向けのパンフレットを作成し、年金事務所等で配布するほか、厚生労働省や日本年金機構ホームページに掲載する予定。

2 総務省第三者委員会のあっせん事例及び非あっせん事例の分析

総務省第三者委員会のあっせん事例及び非あっせん事例について、記録回復等につながる手掛かりがないか調査・分析を行う。具体的には、それぞれ、あっせん・非あっせんとしている根拠等について、事例の類型ごとに集計し、記録回復等につながる手掛かりがないか調査・分析を行う。

特に、その中でも、戦災や災害により喪失した記録や厚年等の旧台帳記録など、喪失あるいは判読が不能である記録についての事例の集計・調査・分析を優先して行う。

26年8月 27年度予算概算要求(シンクタンク等への調査・分析委託経費)

今後 27年度予算案の閣議決定 → (予算が措置されれば)シンクタンクへの委託手続開始

※現在、シンクタンクに委託する内容について整理すべく、

- ・特に制度などが複雑な「戦前から昭和26年頃までの期間」についての申立てに係るあっせん文・非あっせん文
- ・「陸軍」「海軍」「駐留軍施設」「基地」などの用語による検索で引っかかったあっせん文・非あっせん文など

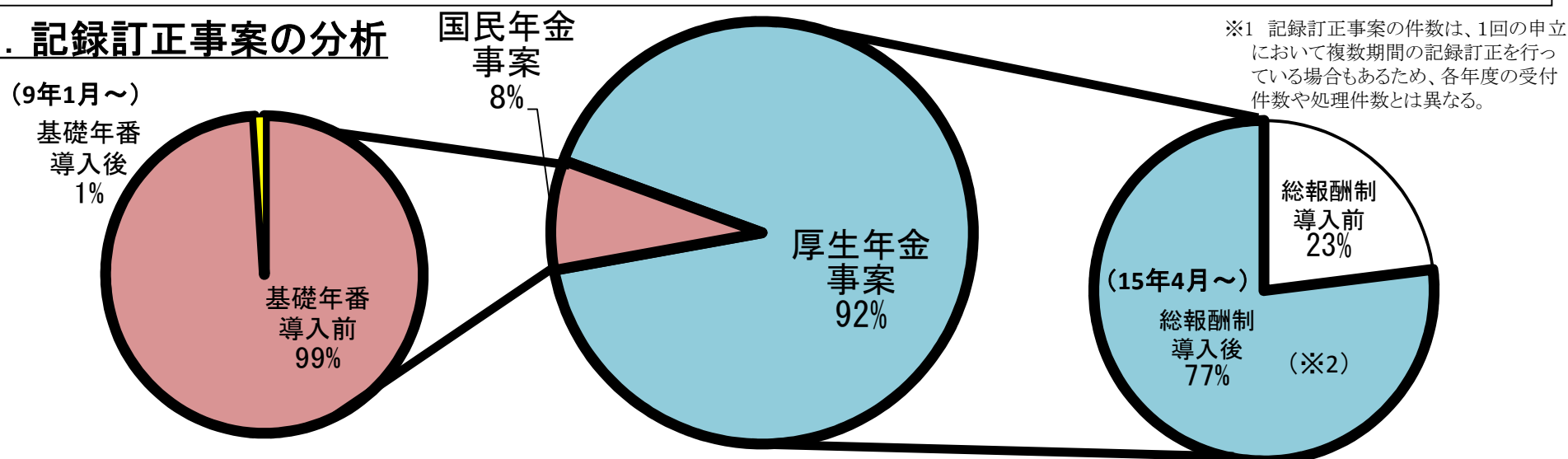
から、サンプルを抽出し、それぞれ、あっせん・非あっせんとしている根拠等について、記録回復等につながる手掛かりがないか、分析・整理等を行っているところ。

最近の記録訂正事案の状況

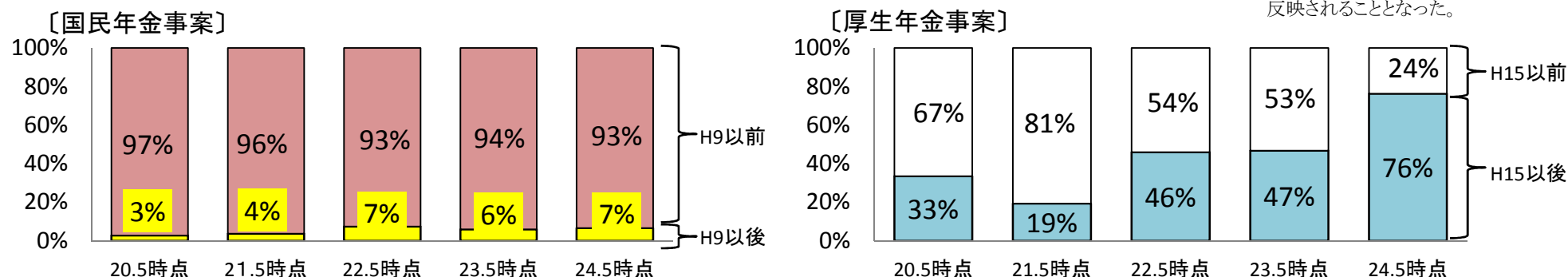
(参考)

- 平成24年度(24年4月～25年3月)における記録訂正事案(※1)の多くは、厚生年金事案が中心となっている。
- 国民年金事案は、基礎年金番号導入(平成9年1月)以前のものが大半となっている。
 - 厚生年金事案は、総報酬制導入(平成15年4月)以後(※2)のものが全体の約7割以上となっている。

1. 記録訂正事案の分析



2. 各年5月時点における記録訂正事案の割合推移



(注) 総務省第三者委員会のあっせん事案分については、厚生労働省へのあっせん一覧(あっせん日)(上記2は、第三者委員会転送受付日)に基づき作業(平成25年3月末)。
年金事務所段階における記録回復事案分については、事跡管理システム登録してあるデータ(入力日)に基づき作業(平成21年10月～平成25年3月末)。